

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 発行
平成 30 年 4 月 改訂

長野県篠ノ井高等学校犀峽校

目次

I	学校のいじめ防止対策のめざすもの	p. 2
II	いじめ問題についての学校の取り組みの徹底について	p. 2
III	いじめ防止対策の組織	p. 2
	1 名称 2 構成 3 業務	
IV	いじめ問題の理解	p. 3
	1 基本認識 2 いじめの定義 3 いじめの進行 4 いじめの態様	
	5 いじめの構造 6 いじめの背景 7 いじめの認知	
V	いじめの未然防止	p. 5
	1 具体的取り組み	
	2 いじめの未然防止のための年間計画	
	3 相談体制の充実	
	4 職員の資質向上のための取り組み	
VI	いじめの早期発見	p. 10
	1 いじめを許さない学校づくり	
	2 いじめの早期発見	
	3 いじめを発見する手だての活用	
VII	いじめ未然防止の取り組みに対する学校評価	p. 11
VIII	いじめの早期対応と対処	p. 11
	1 いじめを発見したときの対応 2 事実確認の進め方(全体像の把握)	
	3 被害生徒と保護者への対応 4 加害生徒への指導と保護者への対応	
	5 集団または周辺の生徒への指導 6 警察との連携 7 いじめの解消	
IX	いじめ対応フローチャート	p. 14
X	We b上に原因のあるいじめの対応	p. 16
	1 「ネット上のいじめ」とは	
	2 掲示板等への誹謗・中傷等への対応	
	3 「ネット上のいじめ」等に対する早期発見・早期対応に向けた取組の充実	
X I	「ネット上のいじめ」対応フローチャート	p. 18
X II	重大事態発生時の対応	p. 19
	1 重大事態とは 2 基本姿勢	
	3 重大事態の発生に係る被害生徒・保護からの申し立て 4 発生報告	
	5 初期対応 6 調査 7 調査の実施 学校対応フローチャート	
X III	保護者・地域の役割	p. 23
X IV	いじめ問題への組織対応マネジメント	p. 23
	1 いじめの発見、報告体制等のシステム化 2 いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上	
	3 いじめと犯罪の関係についての認識 4 学校として特に配慮が必要な生徒について	
X V	相談窓口一覧	p. 25
X VI	資料	p. 25
	・犀峽版チェックリスト	
	・学校生活アンケート	

I 学校のいじめ防止対策のめざすもの

①全ての生徒がいじめを許さず、一人ひとりが生き生きと活動できる環境で、いじめの未然防止に努める

②生徒が心身ともに健康で、安全で安心して学習やその他の活動に取り組めるような体制づくり

③基本的な生活習慣の確立と、自他ともに尊重しながら豊かな人間関係を構築できる校風づくり

④生徒・保護者・地域から信頼され期待に応えられる学校づくり

⑤常に生徒を見守り、生徒や保護者がどんなことでも相談しやすい雰囲気を作り、いじめが大事になる前に

早期発見・早期対応に努める

⑥生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める

⑦本校の最大の課題である、魅力ある地域キャンパス校の創造

⑧いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、

学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す

II いじめ問題についての学校の取り組みの徹底について

- いじめは決して許されない
- いじめ根絶に向けて学校は全力を尽くす
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る
- いじめは見て見ぬふりをしない
- いじめられている被害者の立場で考える
- いじめは1人で抱え込まず、チームで対応
- いじめの被害生徒、情報提供者を守り通す
- いじめ問題は根気強く継続的な対応をこころがける

III いじめ防止対策の組織

1 名称 「相談委員会」(校内に常備)

2 構成 教育相談コーディネーター 養護教諭 生徒指導主任 副校長

・副校長(全体の統括・渉外) ・教務主任(年間計画の作成(調整)・検証)

・生徒指導主事(個別のいじめ事案への対応) ・養護教諭(いじめ事案への対応・相談窓口)

・教育相談コーディネーター(いじめの相談窓口・情報の収集と記録)

・担任(各学年の取組・個別事案の対応)

※必要に応じて、外部専門家(SC、SSW等)の助言を受け、いじめの防止等の取組を実効的に行う。

※事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係職員を追加するなど、柔軟に拡充を図る。

3 業務

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく、具体的な年間計画の作成によるいじめ未然防止と早期発見
- ②いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核として、いじめが起きたときの対処
- ③取り組み全般の検証（学校評価への反映、次年度の取り組みの策定等）
- ④学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクルでの検証と必要に応じた見直し
- ⑤生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口
- ⑥いじめの疑いに関する情報や児生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有

IV いじめ問題の理解

1 基本認識

- ①「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得る」
(誰もが加害者になり得る)
- ②「本人がいじめと感じればそれはいじめである」
(いじめを訴える生徒の心理面を重視)
- ③「いじめは人として絶対に許されない」
(人権や生命に関わる重大な問題)

2 いじめの定義

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。生徒の立場に立って行う。

(文部科学省 平成19年1月)

- ①「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。
- ②「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ③「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金銭をたかられたり、かくされたりすることなどを意味する。

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」第2条 平成25年10月)

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

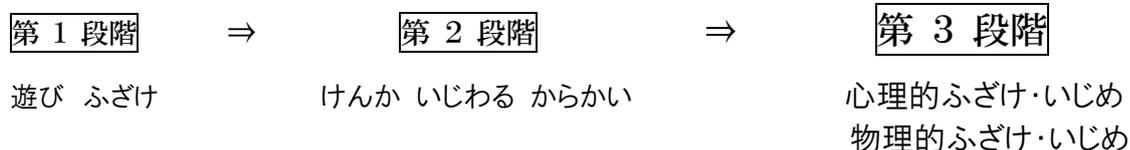
(いじめの防止等のための基本的な方針 平成29年3月改訂)

①個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学校のいじめ防止等の対策のための組織により、複数の教員で行う。

②いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやトラブルであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とする。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要である。

③いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、心理的・精神的な被害に目を向けていく姿勢が必要である。

3 いじめの進行



4 いじめの態様

①心理的いじめ

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

②物理的いじめ

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

5 いじめの構造

- ①いじめは力の優位の乱用である。
- ②執拗で継続的、意識的集合的に行われる為、しばしば被害者は絶望的な心理に追い込まれてしま
う。
- ③いじめ当事者以外の「観衆」としての生徒の存在や、「傍観者」の生徒の存在など、被害者加害
者の2極関係だけではない複雑な集団構造がある。
- ④教室全体にいじめを許さない雰囲気作りができ、いじめの「仲裁者」が現れるような日常の指導
が求められる。

加害者 ストレス・不満の解消 遊び感覚・ゲーム感覚 ふざけ半分 自立できていない
支配欲 仕返し 自己中心的 正当化 自信がない
集団内の異質な者への嫌悪 排他的排除意識 嫉妬
いじめの被害者となることへの回避感情

被害者 己嫌悪 自己否定 親を悲しませたくない 仕返しが怖くて言えない
孤立を回避し、仲間だと思ひこむ 訴えても自分も悪いと言われぬ不安

観衆 いじめを助長 被害者にとっては加害者と同じ はやし立てておもしろがる
なんとなく皆に合わせる ターゲットが自分ではなくほっとしている

傍観者 暗黙の了解 止めろと言えない 無関心を装う 関わり合いたくない
仕返しが怖くて言えない 自分には環形ない 他人事

6 いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられる。以下のような要因により過度なストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があることから、いじめてしまった背景や要因にも十分留意した適切な指導が必要である。そのため、生徒を取り巻く状況等を多方面から探り、気持ちを読み取るようにすることが必要であり、またそうすることが日常的な未然防止にもつながる。

- ①直接的な人間関係が薄れ、地域の活動への参加や、地域住民との触れ合いの機会が減少したため、他者を尊重する態度、協調性・社会性が育ちにくい。
- ②基本的な生活習慣や心のふれあいの時間の減少、躰が家庭で十分になされていない背景がある。
相手を思いやる気持ちや、いじめは許されないという規範意識が欠如した状態で学校生活を送るようになる。
- ③コミュニケーション能力に乏しく、他者との距離感がつかめないため、友人や教師との信頼関係がうまく築けない。インターネットの普及により、直接的なコミュニケーションが苦手。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえていないことがある。
- ④ネット上での匿名性から、仮想現実空間でのいじめに鈍感になる傾向が強い。
- ⑤周囲との信頼関係を築くことが苦手なため、いじめを訴えると、報復が怖く、訴えもせず無力感到陥ってしまうケースがある。
- ⑥けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

7 いじめの認知

- ①教師と生徒の日常の交流をとおした発見に敏感になる。学級内の人間関係を客観的にとらえ、生

徒の話をよく聞く姿勢に心がける。

- ②いじめの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、「相談委員会」を活用し、複数の教員の目を通して行う。
- ③いじめを訴えている生徒の気持ちを最大限に尊重し、ささいな出来事であっても等閑視せずに、広くいじめの可能性として認知の対象とする。
- ④被害生徒が被害として感じていない場合についても、加害行為を行った生徒への適切な指導をするものとする。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、その被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤加害生徒については「悪気はない」「単なるいじり」「からかい」という認識の場合もあるが、加害生徒に対する受容的態度と、毅然とした指導のバランスのよい対応に心がける。
- ⑥いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを、全校集会、学年集会の活用とホームルームでの呼びかけなどを継続的にしていく。
- ⑦保護者からの訴えに耳を傾ける姿勢を常にもつ。関係機関へのいじめの訴えや相談方法も家庭に周知を図る。

V いじめの未然防止

1 具体的取り組み

- ①いじめの未然防止対策として、集団に対しての働きかけを重視する。
- ②事後対応（発生してからの対応）ではなく、未然防止（発生しにくい集団づくり）に心がける。
- ③生徒の「心の通じ合うコミュニケーション能力」を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをしていく。
- ④安易な気持ちでいじめをしてしまう生徒への教育の必要性を認識した指導に心がける。「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」ことや、命の尊さについて理解を促す。
- ⑤生徒相談体制を充実させ、いじめにつながるストレス要因に適切に対処できる力を育てる。各種調査の結果をふまえ、生徒のストレスを生まない学校づくりを進める。また、多少のストレスがあってもそれに負けない自信を育む指導に心がける。他者の尊重や他者への感謝の気持ちによってストレスのコントロールにつながることを念頭に指導していく。
- ⑥学力に対する自信のなさや不安、消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどを許さない授業、

すべての生徒が参加できる授業、規律ある魅力的な授業の改善に常に取り組む。

- ⑦障がいを持つ生徒への理解を深め学校全体で自然に支援の手が入る雰囲気作りに心がける。
- ⑧生徒が充実感を感じられる教育活動を展開し、安心安全に学習でき、基本的生活習慣の身についた集団作り、いじめの起きにくい規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを進めていく。生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ⑨生徒会による朝のあいさつ運動週間を毎月実施する。他者を尊重し、自尊感情を高め、人間関係形成能力を育てるような、生徒の主体的・自発的な活動を支援する。
- ⑩人権教育を年間計画で6月と12月に位置づけ、いじめについて考える機会を十分に確保する。
- ⑪すべての休み時間に職員による校内巡視を実施する。生徒が生活する場の異常の有無の確認。
- ⑫友人関係、集団作り、社会性の育成、コミュニケーション能力のスキルアップが図れるような社会

体験・生活体験の機会を設定することに留意する。児童生徒間のささいなトラブル(日常的衝突)

は、人間関係づくりをする機会であり、社会化のプロセスとして大切であるが、いじめにつながる

可能性を排除せず、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を築く力を育めるよう指導する。

- ⑬集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。また、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や、心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養うため、以下の取り組みを実践することとする。

○カヌーツーリング ⇒他者との対話、新しいことに踏み出す勇気、達成感からくる自信。

○琅鶴祭（文化祭）

⇒他者との協力、コミュニケーションをとり相手を思いやる心を育みながら準備から当日の運営に臨む。コーラスや和太鼓演奏など、地域の方の参加を毎年お願いし、地域に見守られ育てていただく体制づくりにつとめ、いじめの排除に心がける。

○全校をあげてのバラ園整備 ⇒バラに詳しい地元の方を顧問に迎え除草作業等の取り組み。

○サンクスローズ活動でのスキル実践 ⇒バラ園のバラを通学バスの運転手さんへプレゼント。

○化石博物館実習 ⇒フィールドワークと講習。地元の博物館での地域の方による特別講義。

○学校設定科目スクエア（学び直し）

⇒国語・数学・英語について、自ら学習を進めていく実践。チーム・ティーチング。

生徒自らが学習の基礎を固めるとともに、地域や社会に貢献できる資質を育成する。

○犀峽フォーラム

⇒学校設定科目授業、クラブ活動、各学年行事の振り返りと学習発表の場を設定する。地域の方の

参観を呼びかけるとともに、他者の実践の理解と共有の場でもある。

⑭保護者や地域では、学校の取組を理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じ

て子どもたちを見守り、関わっていくことが大切であるため、地域と結びついた活動を重視する。

以下の活動を通して、社会性と対人関係のスキルアップ、地域に育ててもらおう学校環境作りに心がける。

○養護老人ホームへの全校をあげてのボランティア活動での社会性の学習

⇒除草窓ふき、デイサービスのお手伝い等の実践。施設職員とのコミュニケーション。

○地元保小中高の連携 ⇒年に何回かの交流の機会

⇒中高連携：中学校へ出前授業等。

⇒ボランティア遠足。（毎年2年生が、地元小学生との合同遠足）

地域との連携とともに、コミュニケーション能力のスキルアップ、実践の場として捉える。

○学校マスコットキャラクター（さいきょん）の作成

⇒交通安全指導や町のフェア等で活躍。

○学校設定科目「地域」において、「デュアルシステム」を実施

⇒地元の企業での職業体験とフィードバックを地域の方々に依頼。

⇒校内で身に付けた様々なスキルを、実践する機会を提供。

○HUG（避難所運営ゲーム）の実施

⇒避難訓練時に、頭脳と心を使い、自然発生した共同体で情報共有と課題解決に対処するスキルを全校で身につける。全く準備のない段階で突発的に避難所を開設することになった状況を設定。生徒が避難所運営の役員となり、避難者が続々と押し寄せてくる状況の中で、相手の立場に立って避難者の振り分け作業を行う。自己紹介をしながら、他者との関わりや参加者同士でコミュニケーションを学んでいく。模擬体験をしながら想像力の訓練と「気づき」「譲り合う心」の学習をする。また避難者の声を自分の親族の声として受け止めることを学ぶ。同時に障害を抱えた方が避難者であった場合のサポートを学んでいく。保護者や、地元の方、社会福祉協議会の方等にも参加していただく。

2 いじめの未然防止のための年間計画

①児童生徒が主体的に取り組む活動の設定

・相手の感じ方や考え方を尊重し、自分の思いや考えを伝えられるコミュニケーション活動の設定。

- ・生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。
- ・自他の人権を守り、大切にしようとする、生徒による活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動を支援する。

②体験活動の充実

- ・挑戦することで達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己有用感が高められる活動の工夫。
- ・多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような学年を超えた交流や、地域の方と連携した行事の工夫。

- 4月 基礎力診断テスト① 生活についての質問に回答
職員間で、中学校からの引き継ぎ事項の情報共有
担任による家庭訪問（1年生）
生活確立週間①
情報モラル教育（外部講師による）
- 5月 遠足ボランティアでの小学生との交流
面談週間① 複数の目からの面談の実施
生活実態調査① 調査結果を集計し、全職員でフィードバック
PTA総会・授業参観
- 6月 中高連絡会（本校独自） 中学校との綿密な情報交換によるいじめの未然防止
夏季スポーツ大会 保護者の参加を促し密接な関係作りに心がける
人権教育職員研修会（いじめへの対応をふくむ）
職員間の授業公開週間の実施①
- 7月 いじめ・体罰調査① 保護者懇談会①
文化祭での地域の方による発表の場
- 8月 基礎力診断テスト② 生活についての質問に回答
- 9月 PTA交流行事・授業参観 保護者との密接な関係作りに心がける
カヌーツーリングでの交流

職員間の授業公開週間の実施②

- 10月 避難訓練 地域の方やPTAの参加により、地域と密着した体制づくりに心がける
生活確立週間②
- 11月 地元信州新町フェア参加
面談週間② 複数の目からの面談の実施
授業アンケート・生活アンケート（生徒・保護者）
- 12月 生活実態調査② いじめ・体罰調査② 保護者懇談会②
人権教育 全校をあげていじめの根絶に取り組む
犀峽フォーラム 生徒同士の結びつき・助け合い・コミュニケーション能力の向上・地域交流
- 1月 基礎力診断テスト③ 生活についての質問に回答
学校評価によるアンケート実施

2月 いじめ・体罰調査③

※ほぼ毎月、生徒会主体による「朝のあいさつ運動週間」を実施する。

※各学期のいじめ・体罰調査の折には、ホームルームで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」ということを、どの学年学級においても必ず指導していくものとする。

※各学年、年に2回、SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)を実施する。

※各学年、年に1回、地元の特別養護老人ホームでのボランティア作業を実施する。

3 相談体制の充実

- ①生徒・保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口としての「相談委員会」の周知を図る。PTA総会・「教育相談だより」・保護者懇談会等を活用する。その際、いじめに対する学校の基本方針を家庭や地域に発信する。
- ②「教育相談だより」を生徒保護者に向けて発行し、相談窓口やスクールカウンセラーの周知を図るとともに、思春期特有の心身の悩みに関する啓発に心がける。
- ③人権係と連携し、いじめ問題に関する職員研修会を企画し、職員の意識啓発に努める。
- ④年2回の面談週間を有効に活用し、担任以外との教育相談を計画的に実施していく。

- ⑤「相談室」「生徒指導室」「保健室」「カウンセリング室」等の相談場所を確保する。
- ⑥いじめの可能性を発見したり、訴えがあったり、何らかの情報を職員が得た場合は、「相談委員会」と情報共有を図り、報告・連絡・相談の連携をとることを徹底する。やっとの決意で訴えた生徒をうるさがったりするなど、思いを踏みにじるような対応に気をつける。
- ⑦「相談委員会」や相談窓口寄せられた目撃情報（5W1H）を整理集約し、必要に応じて生徒指導委員会を招集し、対応を協議する。特に「暴力を伴わないいじめ」に対して教職員は敏感になり、早期認知に心がける。生徒との普段からの関わり方に留意する。
- ⑧いじめ未然防止の取り組みの計画を立案し実行する。取り組み状況の確認も行う。
- ⑨いじめ未然防止の取り組み・早期発見の情報や相談事例を集約し、記録として残す。
- ⑩いじめを認知した場合は、組織的な対応の方向性を決定する。
- ⑪「いじめ・体罰調査」を各学期に作成実施し、その検証・取り組みの見直しを行う。いじめの認知件数や未然防止の取り組みは、年度末に経年データとして整理保存し、年度末に反省職員会議において、「相談委員会」の取り組みの比較検証をする。各担任と「相談委員会」の連携を密にし、教育相談体制を整備し、校内外の相談窓口の周知に努める。

4 職員の資質向上のための取り組み

- ①6月に職員対象の人権研修会を予定。いじめの未然防止や情報モラルについて。
- ②6月と9月に授業公開週間を設け、校内で全職員がお互いの授業を参観しあう。生徒指導の観点からも授業を振り返る機会として役立てる。
- ③教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけ、さらに他の生徒によるいじめを助長する可能性があることを全職員で認識する。「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を教師が示すことは絶対に避ける。教師自身が人権感覚を

大切にしたい教育活動を展開することが大切である。（XIVいじめ問題への組織対応マネジメントの項参照）

- ④いじめ未然防止のために、巻末チェックリストを用いて、定期的にセルフチェックを行う。少なくとも学期に1回は全職員が行うようにその都度呼びかける。

VI いじめの早期発見

1 いじめを許さない学校づくり

- ①「いじめは絶対に許さない」「いじめられてよい子は1人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考えや取組を保護者や地域へ、全校集会やPTA総会、犀峡フォーラムの場で周知する。
- ②いじめられている生徒には、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。PTA理事会や総会、学年PTA等を活用して保護者や地域に「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知を図る。
- ③いじめの起きにくい学校、学級づくりを目指し、日々の授業を充実させること。21世紀型の「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業改善と学習内容の確実な定着に努める。また「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくりに心がける。
- ④いじめている生徒に対しては成長につながる指導を基本としながらも、毅然とした指導を行う。
- ⑤生徒1人ひとりを大切にする教職員の意識や、日常的な態度を大切にする。生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる教育活動を実践する。
- ⑥いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導完了と即断することなく、3ヶ月は継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

2 いじめの早期発見

- ①いじめは「どの生徒にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを認識し、「いじめを見逃さない」という姿勢を強く打ち出す。また、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、いじめではないかとの疑いをもって、些細な兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- ②日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。全ての職員が、生徒の表情を観察し、声がけに心がけ、共に過ごす時間を確保する。
- ③校内に「相談委員会」という組織を常備させ、生徒の悩みを積極的に受け止められるような窓口を生徒保護者に周知し、いじめを訴えやすいようにする。（校内相談窓口は保健室と相談室）
- ④学校全体で組織的に対応し、日頃から教職員間の緊密な情報交換、情報共有や共通理解を図り、一致協力して対応する体制を作る。1人の判断ではなく、複数での対応を基本とし、小さな兆候を等閑視しない。学年会や職員会議で、生徒情報を交換する時間を確保する。
- ⑤年間計画に基づいて、各学期に1回の定期的なアンケート調査を実施し、常に面談等でフィードバックに心がけ、生徒が相談しやすい環境をつくり、いじめの実態把握に取り組む。また生活実態調査等も年間計画に基づいて実施し、検証を行う。
- ⑥教育相談、電話相談窓口の生徒への周知に心がけ、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、生徒の些細な変化に気づくように心がけ、事例には速やかに対処する。「いじめは見えにくい」ということを認識し、児童生徒の些細な変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知、見逃しを避ける。
- ⑦地域キャンパス校の利点を生かし、学校は地域に開かれた学校づくりを進める。地域・家庭との密な連携により、生徒を見守り、いじめを見逃さないようにする。同窓会、PTA理事会、学校評議

員会など、保護者や地域の方の参画を仰ぐ。

- ⑧教職員と児童生徒・保護者の信頼関係を築くなど、普段から相談しやすい環境を整備し、児童生徒が相談することのよさを感じられるようにする。

3 いじめを発見する手だての活用

- ①4月に、全新入生についての「プレ支援シート」を、中学校と保護者の双方から回収する。
- ②各学期末に「いじめ・体罰調査」を実施する。職員もチェックリストを用いて、セルフチェックを行う。
- ③5月と12月に、「生活実態調査」を実施する。学校生活満足度や悩みの把握に心がける。
- ④4月・8月・1月に、「生活に関する質問」を実力テスト時に実施する。
- ⑤11月に、「授業アンケート」「生活アンケート」を生徒・保護者向けに実施する。
- ⑥12月に、人権教育に合わせて、「人権について考えるアンケート」を実施する。
- ⑦4月と9月下旬から10月第1週にかけて、生活確立週間を設け、他人の人権を守り大切にしようとする態度を、生徒自らが自分たちの問題として取り組めるきっかけとする。
- ⑧校内巡視をすべての休み時間に、計画的に行う。生徒指導上の問題勃発の抑止力とする。
- ⑨5月と11月の面談週間は、担任教諭に限定せず、副担任・生徒相談係・学校相談支援員等による教育相談を通した複数の職員の見立てを大切にする。
- ⑩スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を求め、フィードバックに心がける。

VII いじめ未然防止の取り組みに対する学校評価

- ①年度末の学校評価項目に、「いじめ未然防止の取り組み」を盛り込む。学校は評価結果を踏ま

え、P D C A サイクルで取組の改善を図る。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）

②11月に生徒・保護者対象該当年度のいじめ認知件数を把握し、いじめ未然防止・早期発見の取り組みを検証する。

③「学校評議員会」には、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さないという姿勢、実態把握の取り組みや迅速かつ適切な対応、生徒や地域の状況を十分に踏まえた目標設定や、いじめ未然防止の組織的な取り組みが十分に理解され、評価されるよう留意する。学校はその評価結果を踏まえてその改善に取り組む。また、学校評議員がいじめ問題についての理解を深め、本校のいじめの状況を把握できるような丁寧な説明を常に心がける。

④学校の取り組みを、12月の「犀峽フォーラム」で地域の方々に発信していく機会を設ける。

⑤平素から地域とのつながり、関係機関との情報共有体制を構築しておくこと。

VIII いじめの早期対応と対処

1 いじめが発生したときの対応

①いじめであるかどうかの判断をすることより、いじめと疑われるもの（＝事実が未確定な段階のもの）すべてに対応することが早期対応につながることを認識する。

②保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、生徒や保護者の痛み・苦しみと向き合う。

③いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてくれた生徒の安全を確保する。

④実際に「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、生徒がふざげと言っても、他の教職員の応援を求め、暴力行為を速やかに制止する。何が起きたのか、どのような対応をしたのかを常備組織である「相談委員会」へ報告する。

⑤教職員は、状況によっては、その場で瞬時に判断し、毅然とした対応をすることになる。その機を逃すことによって、いじめの容認、被害拡大につながることを認識する。そのため、教

職員は日常的に危機予測をするとともに、感性を磨くように心がける。

- ⑥常備機関の「相談委員会」が対応の中心となる。加えて、関係者全員でチームとして取組む姿勢で対応し、管理職とも連携をとる。特定の職員が1人で判断したり、抱え込んだりしたりせずに、情報がいじめ対策組織に伝わっているか確認する。（いじめ防止対策推進法第23条第1項）
- ⑦学校の設置者(県教育委員会)や関係機関(警察)への報告や連絡ができるように常に心がけておく。

2 事実確認の進め方（全体像の把握）

- ①事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行うこと。見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解を図る。いじめか否か判断材料が不足している場合は、関係者で事実関係の把握に努める。
- ②事実確認のポイントを明確にすることを重視する。事案の発生時期と原因。被害者と加害者の特定。被害の内容を詳細に聞き取る。いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解。
- ③役割分担の徹底に心がける。
 - ・教育相談コーディネーターが取りまとめをし、全体像を把握し、指導方針を決める。
 - ・生徒指導主任は聞き取りの手配。
 - ・担任及び生徒指導係は、迅速に聞き取りをし、ただちに生徒指導主任へ報告する。
 - ・教育相談コーディネーターは場合によっては聞き取りアンケートを実施する。
 - ・養護教諭は被害生徒のケアに努める。
 - ・その他状況に応じて、誰が、何を、どのように、いつまでに行うかを明確にする。
- ④「相談委員会」は管理職と協議し、学校の設置者（心の支援課）への報告をまとめる。

3 被害生徒と保護者への対応

- ①被害生徒には、まず安全を確保したうえで「あなたは絶対に悪くない」というメッセージを伝え自尊感情を高めることに留意すること。さらに「学校が必ず守りとおす」ことを強く伝えること。
- ②被害者・加害者の保護者への連絡を迅速かつ慎重に行うこと。実際に来校してもらうか、家庭訪問をして、直接事実を正確に伝えること。また、学校の指導方針も誤解が生じないように伝達には十二分に配慮すること。
- ③被害生徒の心のケアに取り組むこと。スクールカウンセリング、外部機関への依頼等、配慮が必要である。単に加害者からの謝罪や責任を形式的に問うことで問題解消とするのではなく、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動の観点から経過を見守ること。
- ④対応についての情報共有を確実にすること。生徒に寄り添い支える体制づくりを心がける。

4 加害生徒への指導と保護者への対応

- ①加害生徒への指導は、疎外感や孤立感を与えないよう人権に配慮しながら、しかし「いじめは許されない」という毅然とした学校の方針で臨むこと。事実と気持ちの聴き取りをし、いじめてしまった背景に十分留意した適切な指導に心がける。
- ②いじめは身体や生命を脅かしていなくても、人格を傷つける点で絶対に許されない重大な行為であり、学校は徹底して根絶しようとしてつとめていることを伝える。
- ③形式的な謝罪で指導を終わらせることのないようにする。謝罪だけをもって解消とせず、継続的な見守り・支援を心がける。
- ④上記3項②の項目に留意する。
- ⑤加害生徒の事後指導として、外部機関(児童相談所等)との連携も視野に入れておく。学校警察連携の協定締結を活かし、警察や法務局との連携した対応も視野に入れておく。

5 集団または周辺の生徒への指導

- ①第三者的立場の生徒への指導に配慮する。いじめが起きた集団に対しての指導は、担任だけにまかせることなく、生徒指導係による集会での全体への講和、個人面談などをして事後の指導に細心の注意を払う。
- ②いじめを知っていた生徒には、自分の問題としてとらえさせ、今後誰かに伝える勇気をもてるように意識づけする指導をする。はやしたてたり同調したりしていた生徒には、その行為はいじめに加担するものであるという指導を徹底させる。
- ③場合によっては、当事者ではない生徒の保護者や地域への対応が必要になってくる。学年PTAを開催することもある。

6 警察との連携

いじめが犯罪として扱われるべきものであると認める時、生徒の身体生命財産に重大な被害が生じる恐れがある時、また「相談委員会」が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な成果を上げることが困難と考えられる時は、警察との連携を躊躇することなく図る。

学校の教育上の指導にもかかわらず十分効果が上がらない場合、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し連携した対応を取る。

いじめられている生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合直ちに警察に通報すること。

文部科学省（及び警察庁生活安全局）の通知 H25.5.26

暴行や脅迫を用いてわいせつな行為をする。 ⇒強制猥褻罪 刑法176条

水や泥をかける、叩く、殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、胸倉をつかむ、押し倒す、髪の毛を引っ張る、切る、つねる、プロレスごっこの強要。 ⇒暴行罪 刑法208条

金銭や物品の要求。 ⇒恐喝罪 刑法249条

上記行為等によりけがを負わず、火を押しつける。 ⇒傷害罪 刑法204条

他人の持ち物を盗む、自分のほしい物を他人に盗ませる。 ⇒窃盗罪 刑法235条

落書き、教科書や持ち物を破る・壊す・捨てる、服を破る。 ⇒器物損壊罪 刑法261条

黒板やWeb上において、実名をあげて中傷する。 ⇒名誉棄損罪 侮辱罪 刑法230・231条

言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す。 ⇒脅迫罪 刑法222条

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも

とも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

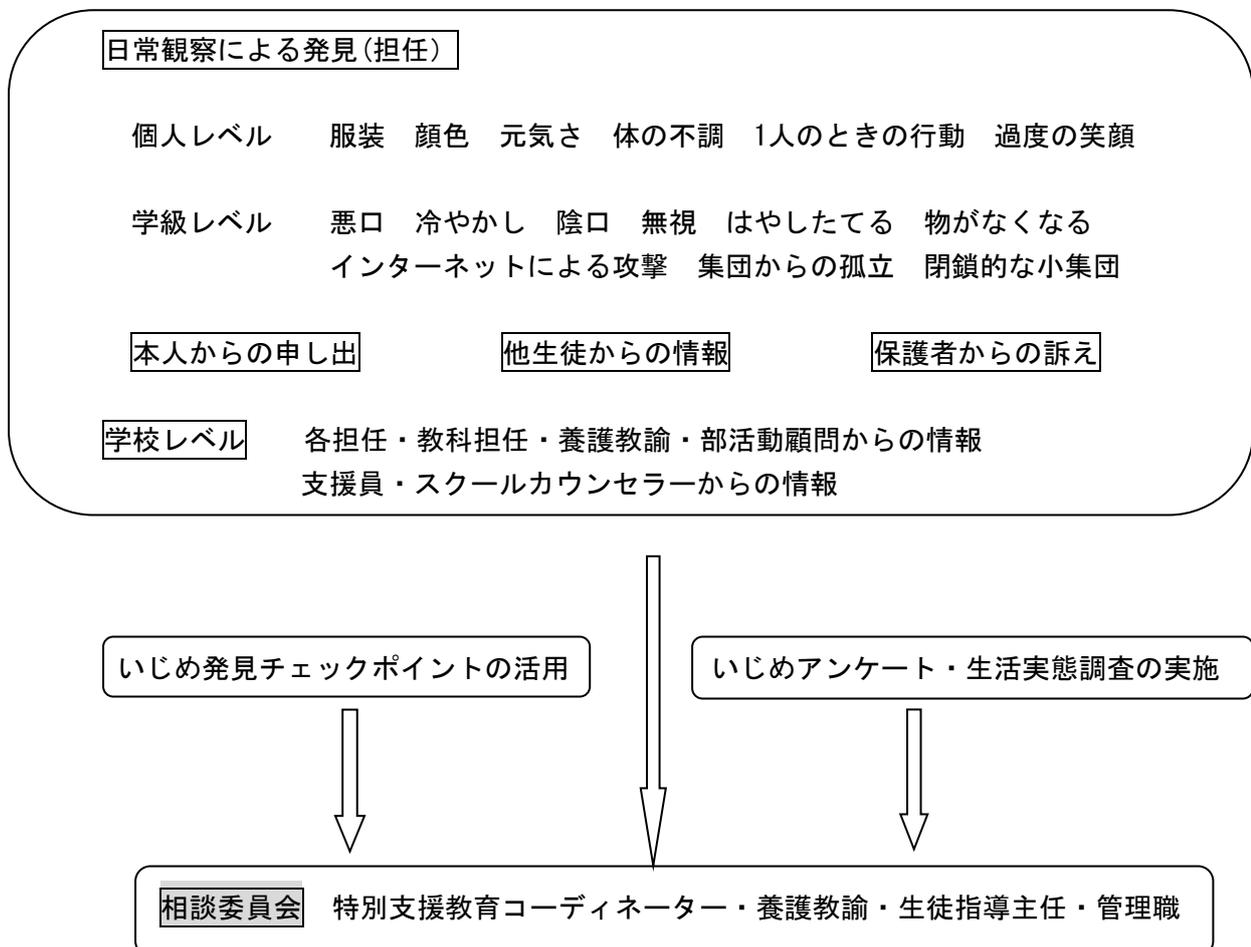
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

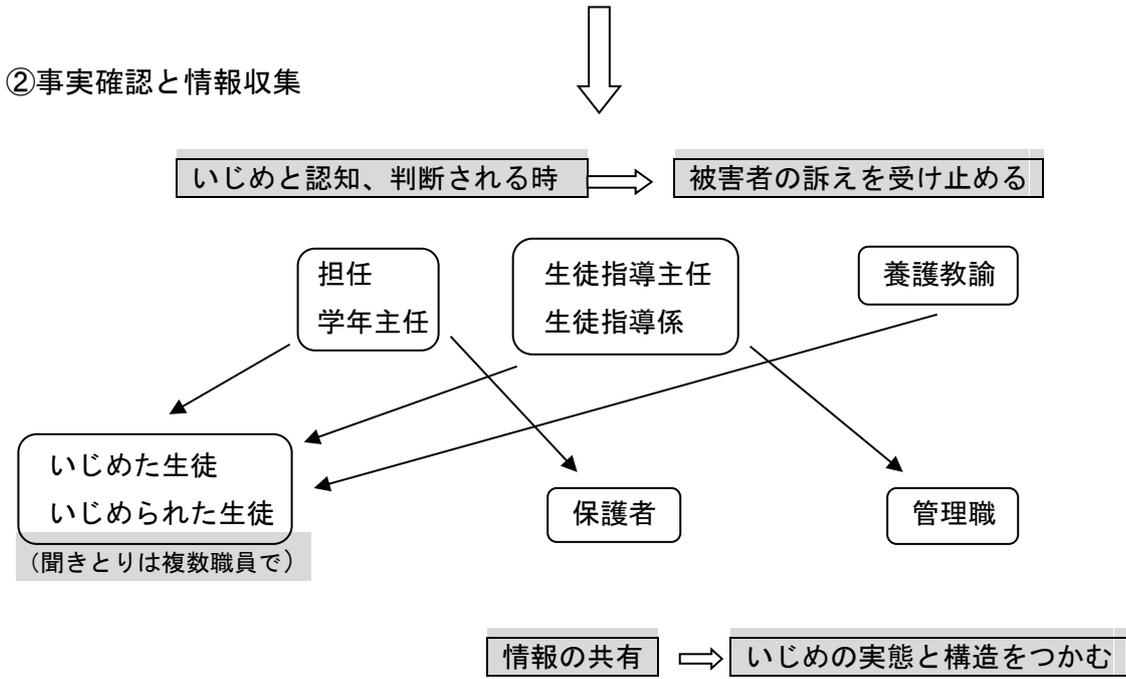
（「国：いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日改定）

IX いじめ対応フローチャート

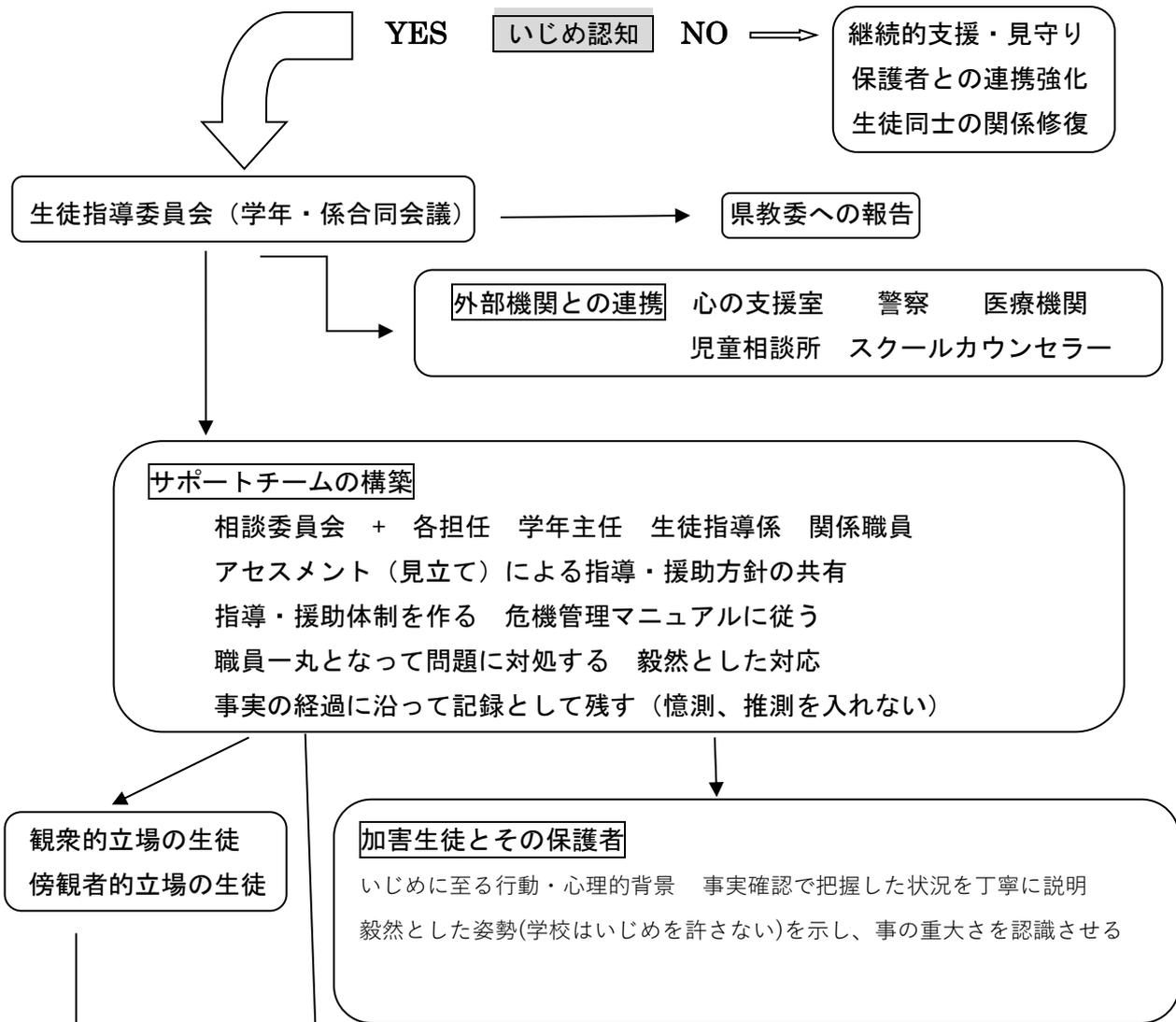
①情報のキャッチ

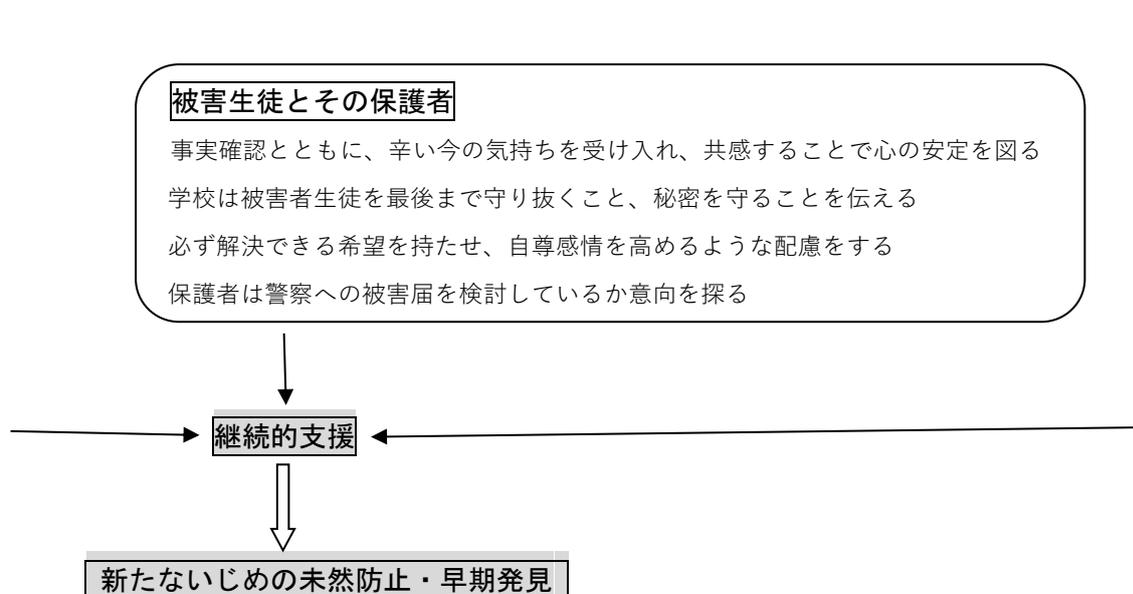


②事実確認と情報収集



③問題状況の把握理解と対応協議





X Web上に原因のあるいじめの対応

1 「ネット上のいじめ」とは

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、名誉棄損や人権侵害の被害が短期間で深刻なものとなる。ネットの匿名性から安易に書き込みが行われるため、簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ②インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。ネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ③保護者や教師などの身近な大人が、生徒の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することは困難。いじめの実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

- ①掲示板・学校裏サイト・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

i) 誹謗・中傷の書き込み。顔写真や個人情報を無断で掲載。

ii) 特定の人物になりすましてインターネット上で活動を行う。

②メールでの「ネット上のいじめ」

i) メールで特定の人物に対して誹謗・中傷を行う。特定の生徒に誹謗・中傷を送信する。

ii) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。

iii) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。

③ その他

i) 口こみサイトやオンラインゲーム上のチャット、SNS上での、誹謗・中傷の書き込み。

ii) グループ内で特定の生徒に対して仲間はずし、悪口や不適切な画像を送りあう。

2 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

(1) 「ネット上のいじめ」の発見／生徒・保護者等からの相談

(2) 書き込み内容の確認・証拠の保存

① 日時・内容・サイト名・URL・発見の経緯・書き込みの印刷・ファイル保存。

② 携帯電話での誹謗・中傷の場合はデジタルカメラで撮影。

(3) 削除依頼 ⇒被害の拡散を防ぐための早期対応が重要

① 当該生徒による削除。

② サイト管理者へ、件名、内容等の事項を書き込んで依頼。(Webページの利用規約確認)

③ 個人の情報通信端末は使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。

④ 掲示板の中にはPCから見られないものもあるので、携帯電話から掲示板にアクセスする。

⑤ 利用規約を確認し、掲示板等の管理者へ依頼。ダメならプロバイダに削除依頼。

⑥ 削除されない場合、警察署生活安全課や県警、心の支援課、法務局(026-235-6634)等へ。

○子どもの人権110番 0120-007-110

○インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

スマートフォン <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

○長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110

○違法・有害情報相談センター <http://www.ihaho.jp/>

○消費者ホットライン ☎188

○ヤングテレホン（長野県警察本部少年課） 026-232-4970

○心の支援課 026-235-7436

(4)生徒への対応・指導

①インターネットを利用する際には、利用のマナーがあること。

②掲示板等に誹謗・中傷の書き込みは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。

③掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されてしまうこと。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。掲示板等への書き込みが原因で重大犯罪につながる場合もあること。

④インターネットに投稿するという事は、完全な匿名状態ではなく、自分が被害を受けるリスクもあり、逆に加害者となった場合、社会的非難や社会的制裁を受ける可能性があること。

⑤他人の画像・動画を許可なく撮影することは肖像権の侵害にあたること。またその画像・動画を許可なく Web 上に掲載することは違法であること。

⑥インターネット上のいじめは刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること。インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解させる。また、インターネットの安全な利用について、生徒が自ら考え、自ら行動するための取組をする。（以下3の項へ）

⑦インターネット上の不適切な書き込みがあった場合、状況を適切に把握するとともに、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、法務局や地方法務局の協力を得ながらプロバイダに対して速やかに削除を求める。また、生徒の生命、

身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 「ネット上のいじめ」等に対する早期発見・早期対応に向けた取組の充実

(1) 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上・インターネット上の問題点等の研修

①情報モラル講習会を毎年4月に、全校生徒対象に実施する。

②e-ネットキャラバン(文部科学省の啓発講座) <http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/index.html>

③サイバーセキュリティカレッジ (サイバー犯罪対策に関する講演→県警から講師派遣)

④インターネット安全教室(経済産業省・NPO法人日本ネットワークセキュリティ協会によるセミナー)

⑤リスク管理の指導

生徒がインターネット上で行った行為により、どんな危険が子どもたちに及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで自発的に自分の行動を変え、生徒自身のリスクを減少させていく。

⑥生徒の情報には常に注意を払い、インターネット上のいじめの早期発見に努める。不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために警察と連携し直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

(2) 保護者への啓発と家庭・地域や関連機関との連携

①携帯電話等の利用の実態

②「ネット上のいじめ」の実態 ⇒「教育相談だより」やパンフレットの家庭配布で啓発

③家庭での携帯電話の利用に関するルールづくり(使用時間や金額、ネチケット)

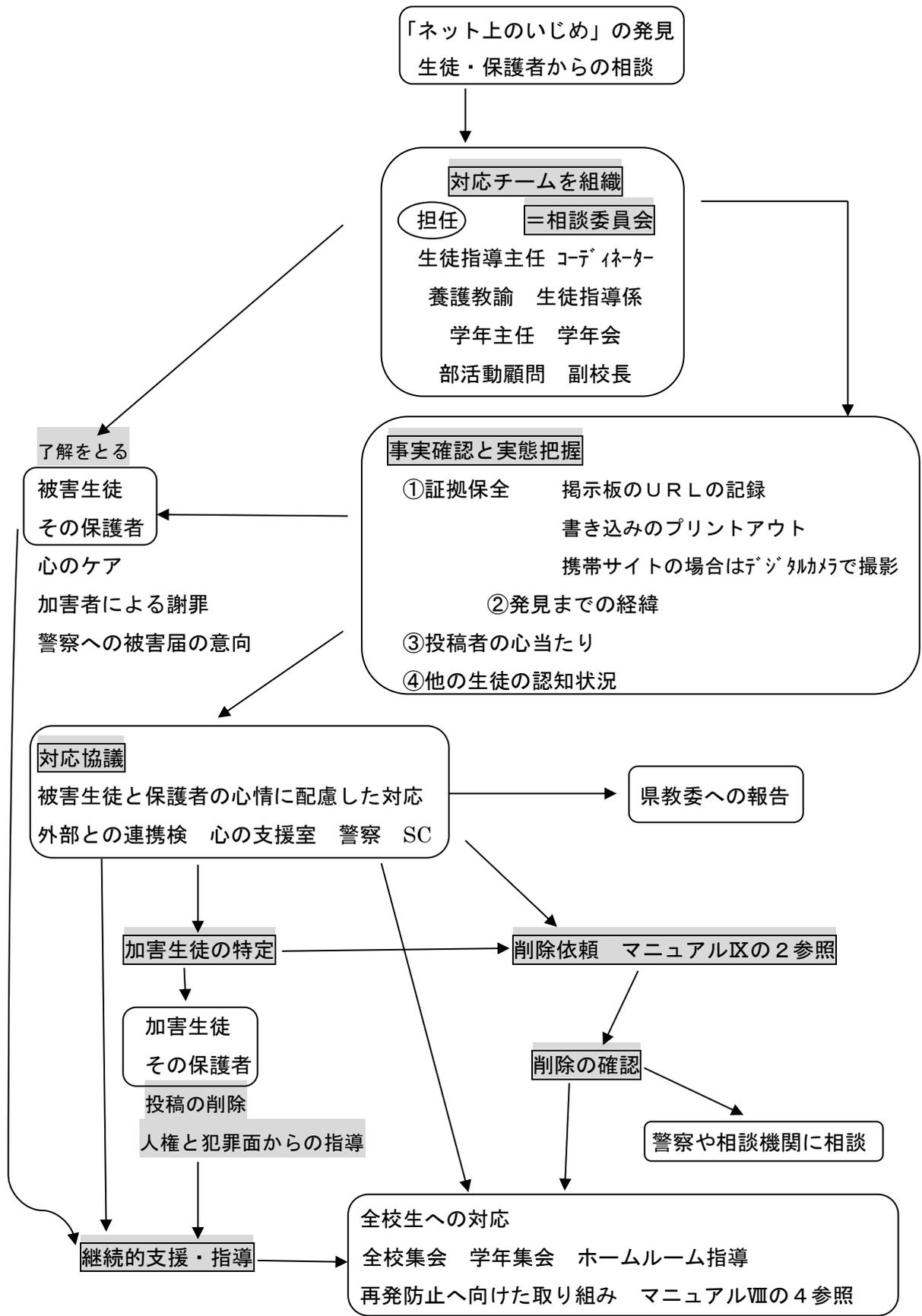
④フィルタリングの必要性

i)ホワイトリスト方式

ii)ブラックリスト方式

⑤警察のスクールサポーターと生徒指導係は、日常的に窓口交換に心がける。

X I 「ネット上のいじめ」 対応フローチャート



※チェーンメール等への対応

- ①チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。
- ②チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。
- ③チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ④チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

○チェーンメールの転送先 (財) 日本データ通信協会迷惑メール相談センター

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

X II 重大事態発生時の対応

1 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する)
 - ア) 生徒が自殺を企図した場合
 - イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ア) 「相当に期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、30日という目安にかかわらず、学校又は学校設置者の判断により、迅速に調査に着手することが重要である。

イ) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たらなければならない。

ウ) 「疑い」が生じてもお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定される。不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、国の基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。すなわち、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から対応をすべきである。 (「いじめ防止対策推進法」第28条)

(「不登校重大事態に係る調査の指針」平成28年3月 文部科学省)

(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月 文部科学省)

2 基本姿勢

- ①学校は、いじめを受けた生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。
- ②学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。
- ③重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識する。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。

3 重大事態の発生に係る被害生徒・保護者からの申し立て

被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 発生報告

重大事態が発生した場合あるいは、重大事態が疑われる場合、速やかに長野県教育委員会へ報告する。

(学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務がある)

(いじめ防止対策推進法 第29条から第32条まで)

5 初期対応

- ①「学校危機管理マニュアル」「VIIIいじめ対応フローチャート」に沿って迅速かつ適正に対応する。

- ②事案発生直後には、まずその基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ③速やかに第22条で定められた「学校におけるいじめの防止対策のための常備組織=相談委員会」を中核とした危機対応委員会（本校に常設：副校長・事務長補佐・分校主任・教務主任・生徒指導主任・特別支援教育及び教育相談コーディネーター・養護教諭）を組織し、対応する。
- ④関係生徒へ事実確認をし、関係生徒保護者へ迅速に連絡し、連携を図る。
- ⑤関係機関（消防・警察・教育委員会）への緊急連絡と支援の要請を行い、連携体制を構築する。

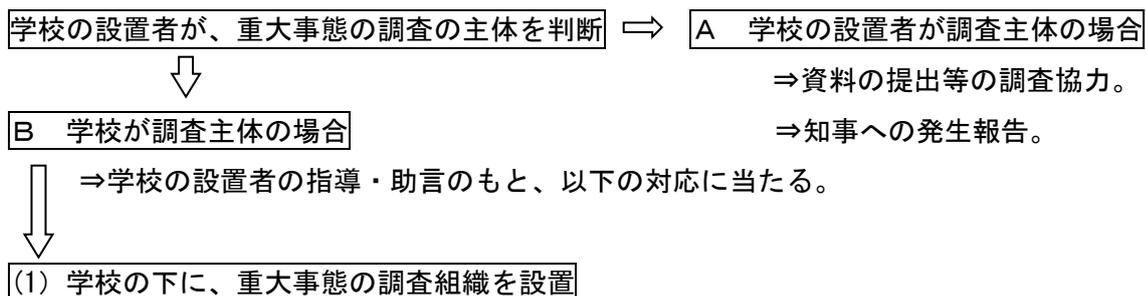
6 調査

- ①学校又は学校の設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するため、質問票の使用又はその他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。また当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他必要な情報を適切に提供する。（いじめ防止対策推進法 第28条）
- ②重大事態の調査により把握した情報の記録は、県の文書管理規則等に基づき適切に保存する。原則として県の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月）

- ③調査の趣旨目的は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ④「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして調査報告に当たる。
- ⑤調査の目標は、あくまでも「事実関係を明確にすること」である。因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的事実を速やかに調査する。
- ⑥調査を行う組織は、県教育委員会等から、専門的知識や経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ⑦調査の企画・立案は迅速に行う。調査対象の決定、調査の全体計画の行程表を立てる。
- ⑧いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先する。
- ⑨重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行う。（原則、学校が調査主体となる）

7 調査の実施 学校対応フローチャート



- ①「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」を規定したうえで設置する。
- ②第22条の常設組織、及び学校危機対応委員会を母体として、事案の性質に応じて適切な専門家を加える。弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家等が考えられる。



(2) 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- ①これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にはしっかりと向き合う姿勢を持ち、事実関係を明確にする。
- ②重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ(頃)から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのような対応をしたかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ③生徒の被暗示性を考慮に入れ、誘導質問に陥らないように注意する。
- ④「羅生門問題」に留意し、総合的に分析・評価して客観化する。公平性・中立性・客観性の確保、プライバシーへの配慮に留意する。

⑤調査実施の留意事項

いじめられた生徒からの聴き取り

- いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を実施する。
- いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮したうえで、スクールカウンセラー等による状況に合わせた継続的なケアを行い、学校体制の中での見守りにより、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援をする。

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

自殺の背景調査の場合

- 生徒の自殺という事態が起こってしまった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、いじめがその要因として疑われるのか、その死に至った経過を検証し、再発防止策と講ずることをめざし、遺族の感情に十分配慮しながら行う。



(3) いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

- ①いじめられた生徒及び保護者と定期的に連絡を取り合っておくように心がける。
- ②調査で明らかになった事実関係について、経過報告(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのよう

な態様であったか、学校はどのように対応したか)を適時・適切な方法で提供する。

③いじめを受けた生徒や保護者に情報を提供する場合、関係者の個人情報やプライバシーには十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報護を楯に説明を怠るようなことは避ける。

④得られたアンケートについては、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭にお



(4) 調査結果を学校の設置者に報告 (設置者から地方公共団体の長＝知事に報告)

①いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。



(5) 調査結果をふまえた必要な措置

①関係生徒の心の傷、全校生徒や保護者、地域に広がる不安や動揺、事実に基づかない風評被害等が予測される。それらの心のケアとプライバシー保護、一貫した情報発信が必要。

(6) 知事による再調査 (弁護士・精神科医・学識経験者・心理や福祉の専門家)

①事実関係を明確にする。公平性・中立性・客観性の確保。プライバシーへの配慮。

XIII 保護者・地域の役割

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、家庭と地域が連携・協働する

以下の取り組みへの理解を求める。子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる

可能性があることについて、保護者の理解を求める。

地域の目から学校を見守る体制作り。地域の人が見守ってくれているという安心感と、いじめを排除する校風づくりに心がける。

1 地域の役割

①「学校だより」を毎月自治会全戸に配布。緊密な連携協力の呼びかけ。HPでも呼びかける。

②非違行為防止委員会に外部識者を招き、取り組みを理解してもらう機会を定期的に設ける。

③「学校評議員会」には、いじめ未然防止の取り組みを十分に理解してもらい、保護者や地域と連携・

参画を仰ぐようにする。具体的には避難訓練時の「避難所運営ゲーム(HUG)」への協力・参画を依頼

したり、文化祭での地域の方の発表の場を設けたりする。

④学校の特異性から、文化祭は地域の協力がないと運営できない。毎年参加協力を仰ぐ。

⑤学校設定科目「地域」授業において「デュアルシステム」の導入により、地域にける就業体験を実施し、学校教育活動への参画を依頼。その取り組みの広報とフィードバックに努める。地域に育てていただいている意識の形成。

⑥V いじめの未然防止→1 具体的取り組み→⑭項にある、地域と結びついた活動への協力を仰ぐ。地域に育ててもらおう学校環境作りに心がける。

- ・バラ園整備への協力依頼。
- ・養護老人ホームへの全校をあげてのボランティア活動への理解。
- ・地元小学校との連携をねらいとしたボランティア遠足の継続。
- ・学校マスコットキャラクターを使い、交通安全指導や町のフェア等で地域住民との交流。

⑦犀峽フォーラムへの参加を求める。授業・クラブ等、日々の取り組みの発表の場を設ける。

2 保護者の役割

①日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努めてもらうこと。子どもと共に過ごす時間を大切に、子どもの変化に気づくように努めてもらうこと。また、基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用ルールの策定など、家庭におけるルール作りを依頼する。また保護者自身にも、インターネットの適正利用に関わる知識を身につけるための研修会等への参加を呼びかける。

②学校の基本方針や教育活動への理解を求め、常日頃から学校との対話を図ってもらうこと。

③P T A 行事（スポーツ大会・親子スポーツレク）や犀峽フォーラムへの積極的参加を求める。

XIV いじめ問題への組織対応マネジメント

1 いじめの発見、報告体制等のシステム化

(1)いじめを発見した時の報告体制を整備する。学校全体で迅速かつ組織的対応ができる体制を常備し、機能させる。教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、チームとして一致協力して対応する。

速やかに保護者及び教育委員会に報告し、連携して対応する。

(2)いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや面談等の実施時期及び内容）の工夫。日頃より

いじめの実態把握に努め、生徒が発する危険信号等を見逃さないようにしていじめの早期発見に努める。また、それら各学級の状況を学校組織として共有する。

(3)いじめの指導記録による情報共有化・指導方法に関する共通認識をはかる。

(4)いじめ防止基本方針に沿って、日頃から対処方針や指導計画を明確にしておく。マニュアルに基づく対処方針や指導計画について、保護者や地域住民に公表し理解を得る。

(5)教育相談担当教員教職員や養護教諭、スクールカウンセラーなどとの校内連携により、教育相談体制を充実させる。学校内外の相談窓口については児童生徒及び保護者に対し周知する。教育相談の実施に当たっては、内容に応じ医療機関などの専門機関と連携する。

(6)指導上配慮を要する生徒の進学や転学等に際し、教員間の引き継ぎを丁寧に行う。

2 いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

(1)職員会議や校内研修等を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点などについて教職員間で共通理解する。また、教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、「いじめ防止対策推進法第23条」の規定に違反しうることをよく理解する。

(2)教職員が率先して人権を尊重する態度を示し、学校や学級が人権意識の高い、安心・安全で温かい集団として機能するよう、日頃から人権意識を研ぎ澄ますことが大切である。

(3)いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識を持つ。複数の目からの通報、情報に真摯に耳を傾けること。いじめ問題には必ず組織で対応する。

(4)事態を等閑視しない姿勢がいじめの蔓延を防ぐことを認識する。

3 いじめと犯罪の関係についての認識

(1)犯罪として取り扱われるべきと認められるいじめや暴力行為等に対しては、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。特に被害者の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することもある。学校の対応方針については、日頃から保護者に周知し理解を得ておくことが大切である。

(2)スマートフォンやインターネットを介する誹謗中傷は、法的責任を伴う卑劣な人権侵害であることの認識と、生徒及び保護者への啓発を計画的に行い情報モラルについての意識を高める。

4 学校として特に配慮が必要な生徒について

以下の学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援に努め、「相談委員会」が中心となって保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- (1)発達障がいを含む障がいのある生徒
- (2)海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- (3)性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- (4)東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

司法機関との連携

- ・暴行罪（刑法第208条）
- ・傷害罪（同第204条）
- ・脅迫罪（同第222条）
- ・恐喝罪（同第249条）
- ・侮辱罪（同第231条）
- ・名誉毀損罪（同第230条）

安全配慮義務

- ・学校の一般的注意義務
- ・いじめの本質を理解する義務
- ・児童生徒の動静把握義務
- ・いじめ全容解明義務
- ・いじめ防止措置義務
- ・保護者に対する報告、協議義務

XV 相談窓口一覧

長野県子ども支援センター(長野県県民文化部こども・家庭課)〔月～土 10:00～18:00〕

子ども専用無料電話 0800-800-8035

大人専用電話 026-225-9330

学校生活相談センター(24時間子どもSOSダイヤル)

0120-0-78310 e-mail: gakko-sodan@pref.naano.lg.jp

心の支援課 026-235-7436 〔月～金9:00～17:00〕

こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556

よりそいホットライン 0120-279-338 (FAX) 03-3868-3811

長野県総合教育センター 0263-53-8811 〔月～金9:00～17:00〕

北信教育事務所 026-232-7830 〔月～金9:00～17:00〕

子どもの人権110番(長野地方法務局) 0120-007-110 〔月～金8:30～17:15〕

チャイルドラインフリーダイヤル 0120-99-7777 〔月～土16:00～21:00〕

いのちの電話(社会福祉法人長野いのちの電話) 026-223-4343 〔毎日11:00～22:00〕

警察安全相談(警察本部地域安全推進係) 〔24時間 026-233-9110または#9110〕

長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110

ヤングテレホン(長野県警察本部少年課) 026-232-4970

消費者ホットライン(架空請求詐欺の相談) ☎188

インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

スマートフォン <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

違法・有害情報相談センター <http://www.ihaho.jp/>

チェーンメールの転送先 (財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

e-ネットキャラバン(文科省の啓発講座) <http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/index.html>

XVI 資料

犀峽版チェックリスト

1 いじめ問題への取り組みチェックポイント

■ 指導体制

- いじめが生じた際には、特定の教員が抱え込むことなく、校長の指導のもと、教職員間の情報共有と一致協力した迅速な対応が行えるように組織されている。
- 「学校いじめ防止基本方針」を整備し、組織的な早期対応、関係機関との連携などについて、全教職員で確認している。
- スクールカウンセラーや医療機関などの専門機関との連携の在り方について、教職員間で共通理解がなされている。

■ 教育指導

- いじめの態様や背景、指導上の留意点などについて共通理解を図るため、職員研修を計画的に実施している。
- 日頃から人権感覚を磨き続け、率先して人権を尊重する態度を示している。
- ホームルーム活動の時間、全校集会等にいじめ問題を取り上げ、人権意識を高める機会を計画的に設けている。
- 生徒への情報モラル教育や、インターネットや携帯電話に関する保護者への啓発を計画的に実施している。
- 加害生徒の思いは受け止めつつも、「いじめは絶対に許されない」という基本のもと、毅然とした粘り強い指導がなされている。
- 犯罪として取り扱われる可能性のあるいじめや暴力行為等には、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る体制が整っている。
- 被害児童生徒を徹底して守り通すという共通認識のもと、心のケアやさまざまな弾力的措置などの対応に当たっている。

■ 早期発見・早期対応

- 生徒の実態把握と、いじめの早期発見・早期対応のため、定期的にアンケート調査を実施している。
- 個別面談の実施や生活ノートの活用などにより、生徒の生活や人間関係についてきめ細かい把握に努めている。
- いじめが生じた際には、生徒指導係や「相談委員会」が連携して対応を検討し、具体的な継続指導を行う体制ができている。
- いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告し、連携協力して対応している。
- 教育相談の環境を整備し、また校内外の相談窓口について、生徒や保護者への周知に努めている。

■ 家庭・地域との連携

- いじめへの対処方針や指導計画を公表し保護者や地域住民の理解を得よう努めている。
- 家庭や地域に対して、学校通信、学校通信や保護者懇談会などを通じて、いじめ問題の重要性の認識を広め、緊密な連携協力を図っている。
- いじめを把握した場合は、速やかに保護者に連絡し、一致協力してその解決に当たっている。

2 いじめ未然防止のためのチェックポイント

■ 教師の言動

- 生徒の言い分に耳を傾けている。
- 生徒のよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの生徒ともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動をしない。

■ 授業時間・学級活動

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。

- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- ホームルームが内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

■ 日々の生活

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 休み時間に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

■ 教職員同士の連携・保護者との連携

- 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室や研究室で、生徒や学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

3 いじめ発見のチェックポイント

- 遅刻・欠席が増えるたり、始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。席を替えられている。
- 頭痛・腹痛を頻繁に訴えたり、保健室によく行くようになる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
- 今まで一緒だったグループからはずれている。教室や図書室に一人でいる。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友だちと一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
- 机を寄せて席を作ろうとしない。
- 食欲がない。笑顔が無く、黙って食べている。
- 清掃時、その生徒机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その生徒の机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- 他の生徒と一人離れて清掃している。皆の嫌がる分担をいつもしている。
- 目の前にゴミを捨てられる。
- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 靴や鞆など、持ち物が紛失する。教科書や机、掲示物、ロッカーにいたずら書きをされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。

- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 課題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険な物を所持する。

(進学進級期用)

- 元気がない、顔色が悪い、食欲不振等の状態が続いている。
- 何かにおびえたり、人目を気にしたりしている様子が見られる。
- 話しかけても避けたり、急によそよそしい素振りを見せたりする。
- 教師に何か話したそうだが、話せないでいるような様子が見られる。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退・欠席が増える。
- 席替えで特定の生徒を避けたりしている様子が見られる。
- 班編制で特定の生徒が避けられたり、なかなか班が決まらなかったりしている。
- 保健室や相談室、職員室に行きたがる。
- 人目のつかない所（トイレや階段の上がり口等）にいることが多い。
- 机や椅子、ノート、かばん、ロッカー等へのいたずら書きをされたり、壊されたりする。
- もの隠しや靴かくしがあつたり、持ち物がよけられたりする。
- 衣服や持ち物に汚れや靴の跡などが見られる。
- 一人ぼっちでいたり、いつも友だちの後ろについていたりしている。
- 一人だけ遅れて教室に入ってくる。
- 衣服の破れや、不自然な擦り傷、打ち身などが見られる。
- 発表するとヤジられたり、正しいことを言っても支持されない。

4 学級の様子チェックポイント（学級担任用）

■ 教師の言動

- 生徒の言い分に耳を傾けている。また、生徒よさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行為には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせず子どもに接している。
- むやみに競争意識をあおったり、個人の責任を連帯責任に転嫁することはない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 1日に1回は会話をするなど、どの子どもとも関わりをもっている。

■ 授業時やHR活動時

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの生徒の発言にも、耳を傾ける雰囲気がある。
- 困ったことも話題にし、本音を出して考え合うことができている。
- SHR, LHR等の内容が豊かで、いきいきと運営されている。
- リーダーに協力する体制ができおり、係が積極的に活動し、新しい試みを始めようとしている。

■ 日常の雰囲気

- 失敗を許し合える雰囲気がある。
- 教室に明るい雰囲気が満ちあふれている。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。

■ 他の教師や保護者との連携

- 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から、生徒や学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。
- 学年や学級の取り組みを保護者に伝え、理解されている。
- 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合う関係が確立されている。

年 組 番 氏名 提出日… 年 月 日 ()

学校生活アンケート 【第1回】 面接実施日… 年 月 日 ()

安心安全で快適な学校をつくるためには、みなさん全員の協力が必要です。

- ・安心安全で快適な学校をつくるためのアンケートです。
成績には関係ありません。情報を伝えてくれた人が「あなた」だということは秘密にします。
- ・すべての質問項目に回答してください。
記述した内容を他の生徒に見せたりしないでください。
- ・記述のためのスペースが足りない場合は裏面を使用してください。
- ・アンケートは回収後、面談の資料にします。

○印を付けてください

質問1 あなたは学校生活が ----- (楽しい ●●●● 楽しくない)
→
その理由を教えてください。

質問2 あなたは授業に集中 ----- (している ●●●● していない)
→
その理由を教えてください。

質問3 あなたはクラスで悲しい思いを ----- (している ●●●● していない)
→
その理由を教えてください。

質問4 クラスメイトで悲しい思いをしている人が ----- (いる ●●●● いない)
→
その様子や理由を教えてください。

質問5 相談したいことが ----- (ある ●●●● ない)
→
先生、家庭、友人、学習、健康、部活動、生徒会、進路など、気になることや相談したいことがあれば自由に記述をしてください。

【相談事項】

質問6 あなたは学校で仲良くしてくれる友人が ----- (多い ●●●● いない)
→

質問7 あなたは家族から大切にされて ----- (いる ●●●● いない)
→

